令和８年（再イ）第３３号

佐賀市兵庫町大字藤木1258番地２　カーサ土井Ａ101

再生債務者　白濵　拓弓

１　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年10月８日まで

４　一般異議申述期間　令和８年10月22日から令和８年10月29日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第９号

新潟県長岡市与板町与板甲399番地

再生債務者　田中　利和

１　決議に付する再生計画案　令和８年７月30日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月29日

３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月29日まで

令和８年９月８日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和８年（再イ）第６５号

神戸市垂水区塩屋北町１丁目２番５号

再生債務者　鈴木　栄美

１　決議に付する再生計画案　令和８年９月９日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月30日

３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月30日まで

令和８年９月９日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第５０号

兵庫県尼崎市南塚口町７丁目24番１号　ティーグル南塚口　403

再生債務者　小田美和子

１　決議に付する再生計画案　令和８年９月３日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月30日

３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月30日まで

令和８年９月９日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第５３号

兵庫県西宮市北六甲台５丁目28番44号

再生債務者　杉本　正平

１　決議に付する再生計画案　令和８年９月４日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月30日

３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月30日まで

令和８年９月９日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第１４号

徳島県鳴門市大麻町桧字野神ノ北14番地22

再生債務者　安藝　英二

１　決議に付する再生計画案　令和８年８月18日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月１日

３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月８日まで

令和８年９月10日　徳島地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第４８号

岡山市東区上道北方632番地　レオパレスシャルマン上道Ⅲ　104号室

再生債務者　西田　海斗

１　決議に付する再生計画案　令和８年９月７日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月２日

３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月２日まで

令和８年９月９日

岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第４号

福岡県田川郡香春町大字採銅所2481番地（前住所）福岡県直方市大字上境2605番地８

再生債務者　竹下　英伸

１　決議に付する再生計画案　令和８年８月26日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月７日

３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月７日まで

令和８年９月９日　福岡地方裁判所田川支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２９年（再イ）第５６１号

埼玉県越谷市北越谷３－８－24―308Ａ（認可決定時の住所）東京都足立区綾瀬３―21―９―503

再生債務者　本田　裕幸

１　主文　本件再生計画を取り消す。

２　理由の要旨　平成30年８月29日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

令和８年９月８日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第１１号

千葉県成田市本城248番地13

再生債務者　潮田林松こと　ＣＡＯ　ＨＥＹＵ　曹　賀禹

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

令和８年９月４日　千葉地方裁判所佐倉支部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第１０号

札幌市北区北13条西２丁目１番17―1003号

再生債務者　松宮　裕樹

１　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年10月５日まで

４　一般異議申述期間　令和８年10月19日から令和８年10月26日まで

札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再ロ）第１号

宮城県多賀城市中央２丁目23番５―806号

再生債務者　柴田　　明

１　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年10月７日まで

４　一般異議申述期間　令和８年10月21日から令和８年11月４日まで

仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再ロ）第２１号

大阪府東大阪市神田町３番10号

再生債務者　青木みのり

１　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年10月７日まで

４　一般異議申述期間　令和８年10月14日から令和８年10月28日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第１号

新潟県見附市今町３丁目５番38―１号

再生債務者　関谷　　禎

１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年８月14日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　令和８年10月１日まで令和８年９月10日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和８年（再ロ）第１号

鹿児島県霧島市隼人町姫城二丁目28番地１

再生債務者　石村　　保

１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月８日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　令和８年10月７日まで令和８年９月９日

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第２号

広島県福山市伊勢丘五丁目２番48号

再生債務者　石井　秀一

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年９月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年９月９日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（再ロ）第４号

埼玉県所沢市宮本町１丁目４番３号

再生債務者　薄倉　　亘

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年９月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年９月10日

さいたま地方裁判所川越支部